

令和6年10月31日(木)
都市経営戦略会議

市立特別支援学校（知的障害）の新設について

教育委員会事務局 学校教育部
特別支援教育室

審議事項

1. 市立特別支援学校（知的障害）を新設してよろしいか
2. 設置場所について、検討を進めてよろしいか

目次

1. 本市における特別支援教育の現状と方向性	4
2. 市立特別支援学校（知的障害）を新設する必要性	7
3. 設置場所	14

1 本市における特別支援教育の現状と方向性

1 本市における特別支援教育の現状と方向性

国の特別支援教育の方針について

国の進める「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」

・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

・共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システム構築のための具体策

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。**小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校**といった、**連続性のある「多様な学びの場」**を用意しておくことが必要である。

国連の勧告

国連の障害者権利委員会の勧告
第24条教育

- ・障害のある児童生徒が通常の学級で学びたくても学べない 実態がある
- ・分離された特別支援教育を中止し、「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画を策定すべき

文科省の見解(永岡文部科学大臣 R4.9.13記者会見)

- ・多様な学びの場で行われている特別支援教育の中止は考えていない。
- ・インクルーシブ教育システムの実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として取り組んできた。
- ・特別支援学校や特別支援学級に在籍する子供が増えている中で、多様な学びの場において行われる特別支援教育の中止することは考えていないが、今後もインクルーシブ教育システムの推進に努める。

児童生徒の特性・教育的ニーズに応えるための複線的な指導体制

小・中学校		特別支援学校
小・中学校における通常の学級	特別支援学級	
通級による指導 大部分の授業を、在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施 例) 吃音等の言語障害・難聴・弱視等	障害の種別ごとの学級を編制し、子ども一人一人に応じた教育を実施	障害の程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を実施
児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習		

1 本市における特別支援教育の現状と方向性

本市の特別支援教育の状況及び今後の方向性について

本市においても、「**インクルーシブ教育システム**」の構築を目指し、連続性のある多様な学びの場の整備を推進している。

実績

- **発達障害・情緒障害通級指導教室の新增設**（R3～R7に15教室）
- **全ての小・中学校に特別支援学級を整備**（浦和中学校を除く）
- **2校の市立特別支援学校（肢体不自由）の設置**（ひまわり特別支援学校・さくら草特別支援学校）
- **ひまわり特別支援学校に知的障害教育部門高等部を開設**（R5.4月開設）

上記の取組の結果…

- ・通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校（肢体不自由）での教育的ニーズに応えることができています。
- ・この間も、障害のある児童生徒の多くは、地域の学校で学んできた。

共生社会の形成に向けて <文部科学省HPより>

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

本市の進める特別支援教育の方向性

① 個別の教育的ニーズに応じた教育環境の整備

- ・発達障害・情緒障害通級指導教室の拡充
- ・**知的障害のある児童生徒の教育環境整備**
- ・交流及び共同学習の推進

ひまわり特別支援学校に高等部を設置済み
※課題は小・中・高の一貫した学びの場の構築

② 教員の専門性向上

- ・免許法認定講習の実施
- ・管理職、特別支援教育コーディネーター等を対象とした特別支援教育に関する研修の実施

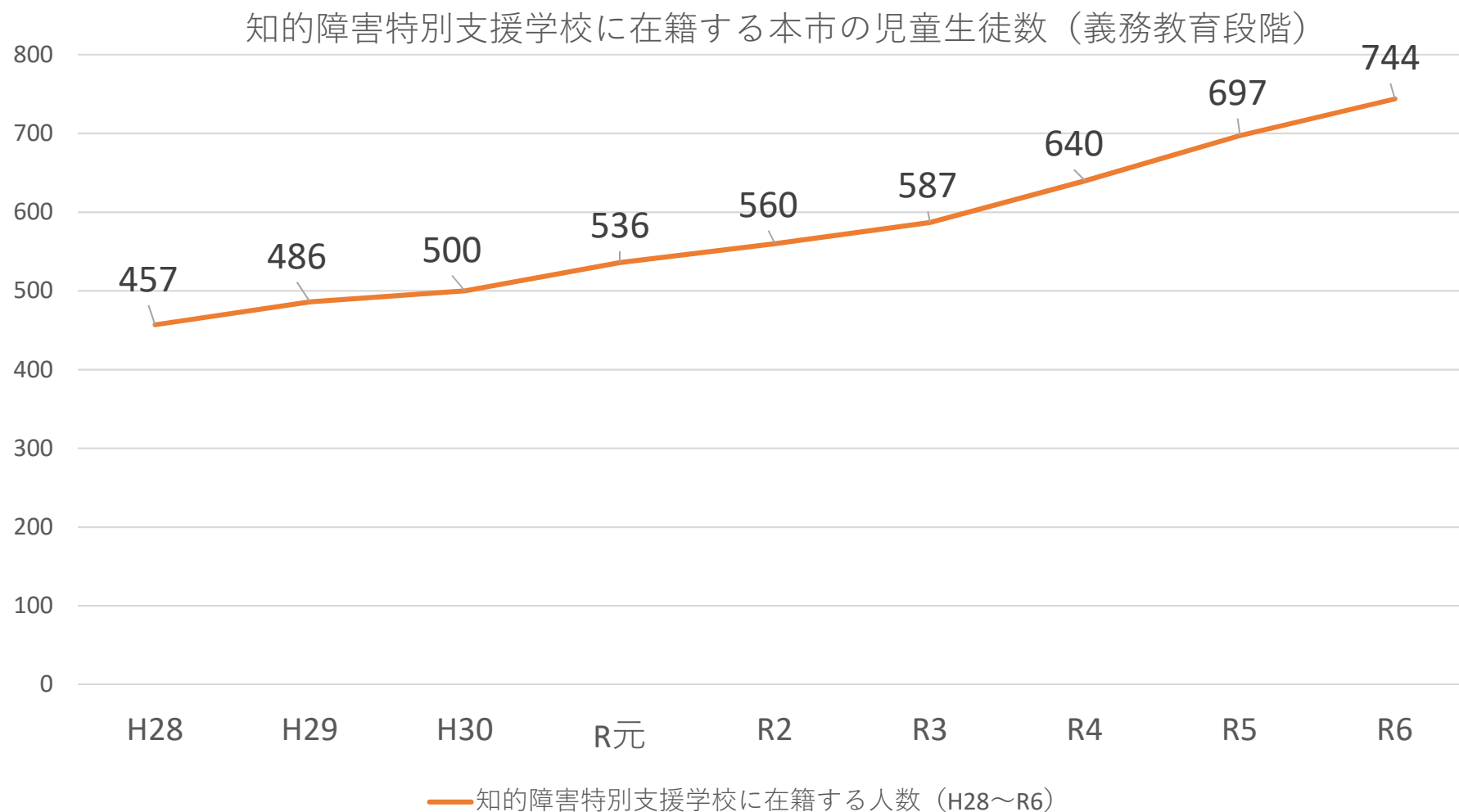
③ 児童生徒一人ひとりに応じた支援の充実

- ・医療的ケアの体制整備
- ・特別支援教育相談センターの充実
- ・特別支援ネットワーク連携協議会の活用と学校の支援力向上
- ・個別の教育支援計画・潤いファイルの活用

2 市立特別支援学校（知的障害）を新設する必要性

2 市立特別支援学校（知的障害）を新設する必要性

知的障害特別支援学校に在籍する本市の児童生徒数



知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数は、令和6年度まで年々増加してきた。

2 市立特別支援学校（知的障害）を新設する必要性

本市の児童生徒が通う県立知的障害特別支援学校4校の状況

(令和6年5月1日現在)

	想定 受入人数 (A)		小学部	中学部	高等部	全合計 (B)	超過率 (B/A)	さいたま市 児童生徒 比率
						市合計		
県立浦和 特別支援学校	170	全在籍 児童生徒数	142	51	79	272	160 %	98.8%
		さいたま市 児童生徒数	140	50	79	269		
県立大宮北 特別支援学校	242	全在籍 児童生徒数	165	66	84	315	130 %	計175人 100%
		さいたま市 児童生徒数	165	66	84	315		
県立上尾かしの木 特別支援学校	280	全在籍 児童生徒数	175	96	119	390	139 %	72.6%
		さいたま市 児童生徒数	133	65	85	283		
県立岩槻はるかぜ 特別支援学校	200	全在籍 児童生徒数	87	56	65	208	104 %	73.1%
		さいたま市 児童生徒数	64	40	48	152		
計	892	全在籍 児童生徒数	569	269	347	1185	133 %	86.0%
		さいたま市 児童生徒数	502	221	296	1019		

- ・小中高等部の一貫教育、専門的な教員によるきめ細かな指導等により、**特別支援学校へのニーズは高く**、本市の児童生徒が通う全ての県立特別支援学校（知的障害）で、想定受入人数を超過し**過密状態となっている**。
- ・県立浦和特別支援学校、県立大宮北特別支援学校での**さいたま市の児童生徒比率が特に高い**。

2 市立特別支援学校（知的障害）を新設する必要性

本市の児童生徒が通学する県立特別支援学校の教育環境

県立特別支援学校の教育環境

教室を2つに分割



教室数を増やすため、1つの教室をパーティションで2つに分けている。（写真：県より資料提供）

教室不足により、図書室を廊下に



図書コーナーの様子。図書室も教室へ転用せねばならず、図書は廊下に配架している状況。（写真：県より資料提供）

クールダウンをエレベーター機械室で

児童生徒がパニックになったときに気持ちを落ち着かせるためのクールダウン室を設置する学校もあるが、県立大宮北特別支援学校では教室不足のため、エレベーター機械室を使用。
マットを敷き、床にクッションを張り対応。

県立特別支援学校では、受入人数を超過しているため、教室の分割や特別教室の転用など、過密状態への対応を迫られている。

知的障害のある児童生徒にとって、現在の教育環境はデメリットが多い。

- 例）
- ・他の児童生徒の声や行動など、聴覚や視覚への刺激が負担になる場合がある。
 - ・パニックになってもクールダウンに使える空間がない。
 - ・行動に制限がかかることによるストレスの増加。

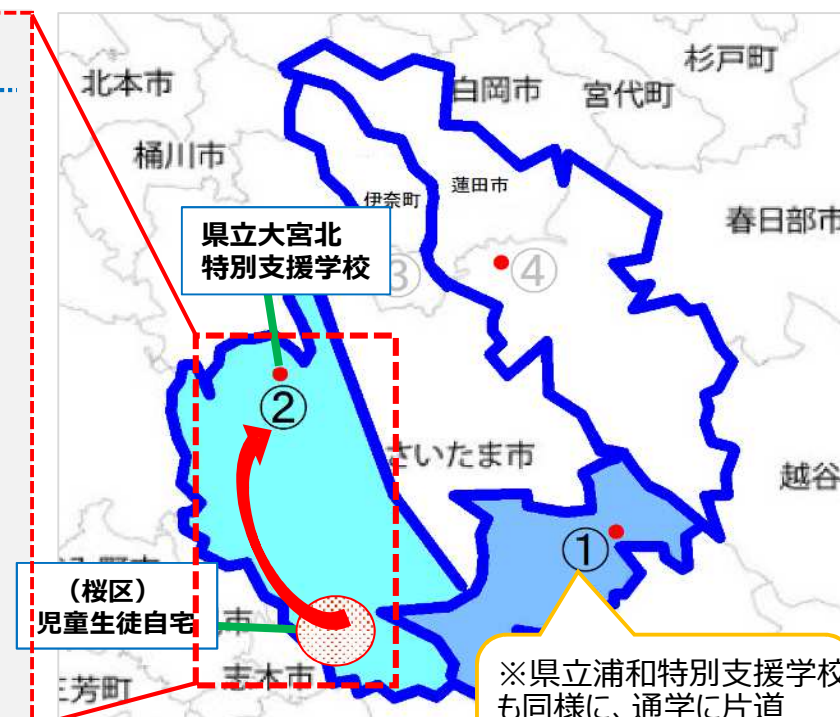
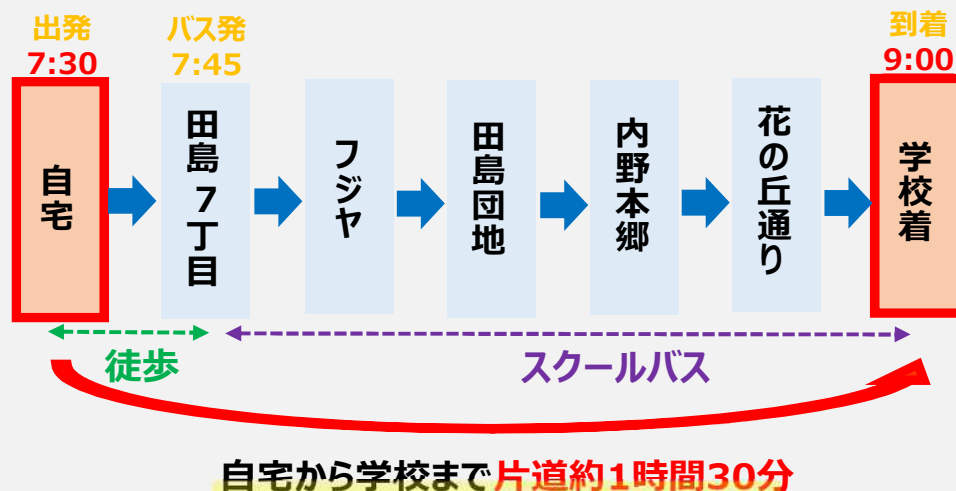
知的障害のある児童生徒の特性上、通常の学校に通学する子どもたち以上に、落ち着いた、広い空間での教育環境が望ましい。

2 市立特別支援学校（知的障害）を新設する必要性

通学時間の課題

県立大宮北特別支援学校 通学時間例

※桜区在住の児童生徒が自宅から学校までスクールバスで通学する場合



※県立浦和特別支援学校も同様に、通学に片道約1時間30分を要している児童生徒が在籍している。

県立特別支援学校の通学区域は広く、ほとんどの児童生徒はスクールバスで通学している。

居住地によっては、通学時間が長時間に及ぶ地域もあり、児童生徒への負担が大きい。

- 例) ・桜区に在住し、県立大宮北特別支援学校に通学する児童生徒（上図）
・スクールバスは複数の停車場所を経由しながら運行するため、自宅から学校まで片道約1時間30分かかる場合もある。

児童生徒・保護者の負担を軽減するために、通学時間の短縮が急務

2 市立特別支援学校（知的障害）を新設する必要性

埼玉県との協議等（年度別）

知的障害のある児童生徒の教育環境について

R
2 ・3月 教育環境の整備に関する協議

R
3 ○市立小・中学校特別支援学級全校整備完了（さいたま市）
・3月 教育環境の整備に関する協議

R
4 ○県立大宮北特別支援学校増築棟供用開始（埼玉県）
・11月 教育環境の整備に関する協議

R
5 ○市立ひまわり特別支援学校知的障害教育部門高等部開設（さいたま市）
○県立岩槻はるかぜ特別支援学校開校（埼玉県）
・1、3月 教育環境の整備に関する協議

R
6 ○上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校開設（埼玉県）
・7、8月 教育環境の整備に関する協議

これまで、埼玉県と協議を重ねながら、特別支援学校の整備等、知的障害のある児童生徒の教育環境整備等の対応を進めてきた。

2 市立特別支援学校（知的障害）を新設する必要性

まとめ

市立特別支援学校（知的障害）を設置する必要性

- 近年、知的障害特別支援学校に通う児童生徒は、年々増加している。
- 本市の児童生徒が通う県立特別支援学校では、想定受入れ人数より多くの児童が在籍している。
- そのため、過密状態で学習しており、良好な教育環境の確保が困難になっている（教室を分割、図書室を廊下に等）。
- 県立特別支援学校に通う児童生徒は、通学に長時間かかっている実態があり、児童生徒本人及び保護者の負担となっている。
- 知的障害の児童生徒の教育環境整備について、これまで埼玉県と協議を進め、埼玉県、さいたま市が共に対応を重ねてきたが、県立特別支援学校の過密状況の改善が追いついておらず、改善を進めるためには本市におけるさらなる対応が必要である。

県の対応：設置義務のある特別支援学校の新設等

市の対応：知的障害教育部門高等部の開設や知的障害特別支援学級の整備

早急に、増加した本市の知的障害のある児童生徒に良好な教育環境を提供するため、市立特別支援学校（知的障害）を設置する必要がある。

3 設置場所

3 設置場所

設置場所の候補エリア

本市において、特に市民の在籍比率の高い①県立浦和特別支援学校、②県立大宮北特別支援学校の児童生徒の居住区は以下のとおりである。

	所在地	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計(人)
①	県立浦和特別支援学校 (緑区所在)	0	0	0	0	0	0	22	86	161	0	272
	居住区構成比	—	—	—	—	—	—	8%	32%	59%	—	100%

県立浦和特別支援学校が所在する緑区以外で、居住者の割合が高いのは**南区**。

	所在地	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計(人)
②	県立大宮北特別支援学校 (西区所在)	84	29	37	0	56	64	13	32	0	0	315
	居住区構成比	27%	9%	12%	—	18%	20%	4%	10%	—	—	100%

県立大宮北特別支援学校が所在する西区以外で、居住者の割合が高いのは**桜区、中央区**。



既存校とのエリア分担の視点

県立の特別支援学校が所在する区については、通学の利便性を考慮すると、児童生徒は当該県立特別支援学校を利用することが多いと見込まれる。

児童生徒の通学時間の視点

既存の特別支援学校から一定程度離れた区、特に所在地以外で最も居住者が多い区に設置することで、既存の県立特別支援学校に遠方から通学する児童生徒の通学時間を効率的に短縮できる。

上記の視点から検討し、市立特別支援学校（知的障害）の設置場所の候補エリアとして**適当なのは、市南西部エリアである。**